

本リストは、地域において在宅訪問（訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導）を行う薬局や在宅業務に係る薬局機能（医療用麻薬の取扱いや無菌製剤処理の可否等）を取りまとめたものです。新たに薬剤師の在宅訪問を希望される際などにご参照ください。

- かかりつけ薬剤師・薬局をすでにをお持ちの方で、新たに訪問薬剤師の希望がある場合は、当該薬局にご相談ください。
- 本リストは在宅患者への時間外の緊急時対応（夜間の調剤等）を目的としたものではありません。
- 時間外の緊急対応が必要な場合は、
 - ① 薬局による在宅訪問（訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導）を受けている方は、当該薬局までご連絡ください。
 - ② 薬局による在宅訪問を受けていない方（外来患者）は、外来対応に係る薬局リストもしくは休日当番薬局リストをご確認の上、お問い合わせください。

【注釈】※1：当該薬局での在宅患者訪問薬剤管理指導（医療保険）、居宅療養管理指導（介護保険）の実施の可否です。
 ※2：に担当している患者の状況等によっては新たな受け入れが困難な場合があります。
 ※3：当該薬局で在宅訪問（在宅患者訪問薬剤管理指導（医療保険）、居宅療養管理指導（介護保険））を実施する患者を言います。
 ※4：当該薬局で訪問薬剤管理指導（医療保険）、居宅療養管理指導を実施していない場合は、在宅患者であっても「外来対応」になることに留意ください。
 ※5：当該薬局で在宅訪問に対応する時間です。その時間、曜日等に対応する体制をします。
 ※6：在宅訪問に係る薬局の連絡先（時間外・緊急時を含む）は、薬局から患者に直接提供しますので、こちらをご確認ください。
 ※7：在宅医療等に必要な医療材料・衛生材料を取扱う薬局です。具体的な取扱い品目等は薬局までお問い合わせ、ご相談ください。
 ※8：高度管理医療機器販売業、貸与業の許可を受けている薬局です。具体的な取扱い品目等は薬局までお問い合わせください。
 ※9：医療的ケア児等の小児への在宅訪問に対応する薬局です。どのような調剤業務に対応できるかなど、具体的な内容は各薬局にご相談ください。

○ 本リストの内容についてご意見等がありましたら jim@fukuyaku.org までお問い合わせください。

○ 本リストの内容に変更が生じた場合、jim@fukuyaku.org またはFAX (024-549-2209) までご連絡ください。(任意様式にて変更前と変更後をご記載ください)

○ 本リストへの掲載を希望する薬局(薬剤師会の会員・非会員を問わず)の方は県薬事務局 (TEL.024-549-2198) までご連絡ください。